

令和6年度
市民税・県民税兼国民健康保険税の申告が始まります。

問 市民税課 ☎861・3328

特設会場で申告を受け付けます。

会場 タイムスビル2階・3階

2〜3時間待ち時間がでる日もあります。
事前予約のうえご来場下さい。2月1日(木)より事前予約を受け付けます。

受付期間 2月16日(金)〜3月15日(金)



9時〜16時 土日を除く
※3月3日(日)は受付を中止
予約や混雑状況確認は左記QRから
申告会場(タイムスビル)には、専用駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

郵送での申告も可能です。

記入漏れや資料不備のないようご注意ください。

●源泉徴収票や控除の証明書(生命保険料など)、医療費控除の明細書など必要書類(コピー可)の添付が必要です。
●事業・不動産収入について、帳簿や領収書を記載し、帳簿や領収書は項目別に整理して、所定の期間ご自身で保管する必要があります。

●所得税の還付申告手続きは、那覇市での郵送申告の受付はできません。税務署へお問い合わせください。

●所得税の還付申告手続きは、那覇市での郵送申告の受付はできません。税務署へお問い合わせください。

郵送期限 ※当日消印有効
2月16日(金)〜3月15日(金)

添付書類や送付先など詳細は市HPをご確認ください。



申告受付停止期間

※行政サービスなどを利用予定の方は、期限内申告をお忘れなく！
3月16日(土)〜5月31日(金)は申告受付を停止します。受付は6月3日(月)から本庁舎3階38窓口にて再開します。

申告が必要か
チェック！

住民票登録がある市町村で申告してください

所得証明書などが必要な人や国保などの軽減措置を受ける人は住民税の申告が必要です

確定申告か住民税の申告が必要です

不要です
いいえ

支払者に請求後、確定申告か住民税の申告が必要です

START
令和6年1月1日時点で那覇市に住民登録がある

令和5年中に収入があった

税務署へ確定申告をする

収入は給与または公的年金だけだ(国民年金、厚生年金など)

給与や公的年金の支払者から源泉徴収票をもらった

2/29必着 子育て世帯生活支援特別給付金について

ひとり親世帯
【対象】①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
②家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入になった人

ひとり親世帯以外の世帯
【対象】①令和4年度に「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」を受給した人で、令和5年3月以降に児童が出生した人
②平成17年4月2日〜令和6年2月29日生まれの児童(特別児童扶養手当対象児童は平成15年4月2日〜令和6年2月29日生まれ)を養育し、以下のいずれかに該当する人
・令和5年度市町村民税均等割が非課税の人
・令和5年1月以降に物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入になった人

給付には申請手続きが必要です！
詳細是那覇市HP▶▶

問 子育て応援課 ☎861-6951
ひとり親世帯分(内線2557・2558) その他世帯分(内線2561・2562)

住民税申告とは
1月1日に住民登録がある市区町村に、前年の所得について申告するもの。収入の多少に関わらず、申告が必要です。
申告が無い場合、国民健康保険税等の正しい算定や、所得や課税(非課税)証明書の発行ができません。

確定申告とは
所得税の納付や還付を受けるための申告で、税務署へ行きます。インターネットによるe-TAX(国税電子申告・納税システム)が便利です！

副業や株式投資などの利益も所得になります。給料をもらっている本業以外の所得の総額が、確定申告
20万以上で申告が必要です
住民税申告
20万円以下でも申告が必要です
無申告の場合、所得税や住民税を5〜7年間遡って徴収されるほか、数年分の無申告加算税や延滞税を支払うことになります。

要介護・要支援認定を受けている方へ
所得税・住民税が課税されている本人、または本人を扶養している人が所得の申告をする際に、左の証明書を提出することで所得の控除を受け、税が減額される場合があります。
証明書の交付に必要な書類など、詳しくは担当課までお問い合わせください。

要介護・要支援認定を受けている方へ
●障害者控除対象者認定書
次のすべてを満たす場合に交付
・要介護・要支援認定を受けている65歳以上の人
・障害者手帳などの交付を受けていない人
・介護認定の内容が税法上の障害者・特別障害者に当てはまる人

●成人用おむつ代の医療費控除証明書
次のすべてを満たす場合に交付
・おむつ代の医療費控除を受けるのが継続して2年目以降の人
・介護認定の際に取得した主治医意見書に「寝たきり」かつ「尿失禁の可能性がある」と記載されている人

問 ちやーがんじゅう課 認定グループ ☎861・1274

「**相続の相談がしたい。できればいつもの街で**」
そんなあなたへ **お得な情報!** なんでも話せる **相続無料相談会** はじめました

相続無料相談会【要予約】 10:00〜16:00

2月3日(土)・10日(土)・17日(土)

住所 那覇市牧志2丁目16番46号
タカラマンションマキシー1(201号)
主催 弁護士法人琉球法律事務所

沖縄弁護士会所属
代表弁護士 久保以明 (29685)

予約枠には限りがあります! まずはお電話を。
予約受付時間 平日 9:00〜17:30 **ご予約:0120-927-122** 琉球法律事務所 無料相談会